

船舶インシデント調査報告書

令和3年10月27日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（燃料供給不能）
発生日時	令和3年2月14日 10時20分ごろ
発生場所	福井県福井市鷹巣 ^{たかす} 漁港北方沖 鷹巣港灯台から真方位000° 1.6海里付近 （概位 北緯36°09.5′ 東経136°03.6′）
インシデントの概要	漁船松福丸 ^{しょうふく} は、漂泊しながら操業中、船外機が始動できなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和3年2月24日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 松福丸、0.8トン FK3-11579（漁船登録番号）、個人所有 ガソリン機関、船外機、使用燃料ガソリン
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 南西、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.5m
インシデントの経過等	本船は、船長1人が乗り組み、漂泊しながら操業中、船外機を始動しようとしたところ、始動できずに諦めて118番通報を行った。 本船は、来援した巡視艇により鷹巣漁港にえい航された。 機関修理業者は、船長の要請に応じて船外機の状況を確認したところ、船外機付属のろ過器に接続された燃料系ゴムホース（以下「本件ホース」という。）及びプライミングポンプのゴムが劣化し、ゴムの亀裂部から空気が吸い込まれて燃料が十分に供給されない状況となっていることが判明し、本件ホース及びプライミングポンプの交換を行った。 本件ホース及びプライミングポンプは、船長が本船を中古で購入した後、平成25年ごろ交換された後、約8年間使用されていた。
分析	本船は、本件ホース及びプライミングポンプが平成25年から交換されていない状態で、本件ホース及びプライミングポンプのゴムの亀裂部から空気を吸い込んだことから、船外機の始動ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、本件ホース及びプライミングポンプが平成25年から交換されていない状態で、本件ホース及びプライミングポンプのゴムの亀裂部から空気を吸い込んだため、船外機の始動ができなくなったことにより発生したものと考えられる。

再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 船長は、発航前に燃料供給用ゴムホース及びプライミングポンプの点検を行うとともに、適切な間隔で交換すること。
--------------	---